

# 自動車事故 犯罪事実作成 実務必携

【第3版】

～危険運転・過失運転致死傷から  
交通重過失等まで～

交通事故・事件捜査実務研究会 編

木村 昇一

林 信好



立花書房

# 自動車事故 犯罪事実作成実務必携 〔第3版〕

～危険運転・過失運転致死傷から  
交通重過失等まで～

交通事故・事件捜査実務研究会 編

木村 昇一

林 信好



立花書房

## 第3版 推薦のことば

本書は、交通担当警察官や検察官が取り扱う自動車事故について、実務上生起し得る事故を〈想定事例〉として取り上げて、適用を検討すべき罰則の制定の背景や趣旨、更には捜査の要諦等を紹介した上で、その犯罪事実の記載例を解説するものであり、多数の読者の支持を得て、平成27年発刊の初版からこれまで版を重ねてきて、本書で第3版となるものである。

取り上げられている〈想定事例〉は、実務上に生じ得る事例を分かりやすく類型化して簡にして要を得た形で紹介しており、しかもその事例数とこれに対応する犯罪事実の記載例は750を超えていて、大方の交通事故の類型をほぼ全部カバーしていると言っても過言ではない。そして、上記のように版を重ねて、その間に生じた実務上の問題点や読者からの疑問等に対する考え方も盛り込んでおり、正に、令和という新しい時代に相応しい内容となっている。

執筆者である林信好副検事は、第2版からその執筆等に関与しているところ、仙台地方検察庁、東京地方検察庁、さいたま地方検察庁等の交通事件の多い、いわゆる繁忙庁と呼ばれる検察庁等で、二十数年もの長きにわたり交通事件を担当してきていて、この種事件の豊富な経験を有し、交通事件の現場で苦勞している交通担当の警察官や検察官の良き相談相手でもあったものであり、本書は、その豊富な経験と実務感覚に裏打ちされた好著となっている。

本書が、交通担当の警察官、更には、この種事案を取り扱う検察官が傍らに携える「座右の書」として、広く活用されることを願っている。

令和6年1月1日

仙台地方検察庁検事正

飯島 泰

## 第3版 監修のことば

本書の初版は、平成27年8月、元東京区検察庁上席の検察官であった宮田正之氏の手により、交通事故捜査の現場で活躍される警察官の執務の一助になってほしいとの願いから企画・出版され、令和3年7月、それまでの法改正や新しい裁判例の集積を踏まえ、第2版が出版されました。本書は、読者が捜査関係者に限られているにもかかわらず、幸いにして警察官のみならず検察官からも好著であるとの評判をいただき、この度、第3版出版の運びとなりました。

犯罪事実（公訴事実）は、捜査の集大成とも位置づけられます。

皆さんは、捜査の最終盤以外に、どのような段階で、犯罪事実（公訴事実）を起案していますか。

まず、捜査の初期段階で、犯罪事実（公訴事実）を起案する方法。捜査の初期段階では、犯罪事実（公訴事実）を起案しても全てを書ききることができないことが多いと思いますが、その空白部分は今後捜査を要すべき事項であるとして把握することができます。それ故、この場合を指して、「犯罪事実（公訴事実）は捜査の羅針盤である」と表現する捜査官もいます。

捜査の中盤頃、犯罪事実（公訴事実）を起案する方法。捜査が十分であれば、事案の真相を的確に反映した過不足のない犯罪事実（公訴事実）を書くことができるはずです。しかし、捜査が尽くされていなければ、納得のいく犯罪事実（公訴事実）を書くことはできません。それ故、この場合を指して、「犯罪事実（公訴事実）は捜査の到達点（投影）である」と表現する捜査官もいます。

本書中の各解説部分は、林副検事が、日頃の交通事故捜査をなすに当たり、警察官から受けた事件相談内容などを念頭に置いて、分かりやすく書かれています。本書に掲載された犯罪事実記載例の数は750以上と多数に上っていて、生起する交通事故のほとんどの態様を網羅していますし、本書の過失構成や表現は比較的オーソドックスですので、本書は、「捜査の羅針盤」、「捜査の到達点」のいずれの場面でも有効に利用できる適書だと思います。

ここで、本書に掲載されている「知って得する判例要旨」、「知って得する論考紹介」について一言。ネーミングは控えめですが、実は、「知って得する」どころか、交通捜査官として「知っていなければならない」重要な裁判例や論考ばかりを取り上げています。

皆さんは、飲酒の上、人身事故を起こした交通事故の擬律判断で迷ったことはありませんか。過失運転致死傷罪か危険運転致死傷罪か。危険運転致死傷罪だとしたら、自動車運転処罰法2条1号を適用するのか、それとも同法3条1項を適用するのか。この点について、裁判官や学者が、法律雑誌で同法2条1号の適用場面について論理的に解説してるのを御存じでしょうか。本書ではその論考を紹介しています(486頁)。とても参考になりますので、読み込んでいただきたいと思います。

なお、この「知って得する判例要旨」、「知って得する論考紹介」は、巻頭の目次で簡単に探すことができますので、御一読をお薦めします。

第2版から本書の執筆を担当している林信好副検事は、一般刑事法、特別法など分野を問わず高い捜査能力を備えていますが、特に、交通事故捜査に関しては全国でもトップクラスの知見と捜査技術を持っていて、警察官から厚い信頼を得ています。

第一線で活躍される警察官及び検察官においては、優秀な林副検事の手による本書を活用して、効率よく的確・十分な捜査を遂げていただきたいと願っています。

令和6年1月1日

交通事故・事件捜査実務研究会顧問

元東京区検察庁公判部長

木村 昇一

## 第3版 はじめに

本書は、平成26年5月20日、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が施行されたことから、長年交通事故・事件の捜査公判に携わってきた、元東京区検察庁総務部長兼首席の検察官の宮田正之先生が、自動車事故等の犯罪事実作成に慣れていない若手交通捜査官からベテランに至るまでの幅広い層の司法警察員のため企画されて上梓されたが、法改正から5年を経過したことから、その間に集積された捜査・公判の実情を踏まえ、筆者が、実際に交通事故・事件に携わっている司法警察員から受けた事件相談等の内容に鑑み、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の中核をなす過失運転致死傷罪について解説するとともに、それを踏まえた上での犯罪事実の記載に関して解説を加えるなどして、新たに構成し直した第2版を底本としている。

ベストセラーとはいえないまでも、幸いなことに版を重ねることができたものであるが、この度、立花書房編集部長馬場野武氏から、「凍結路面における交通事故など日常生起しうる交通事故の犯罪事実について加筆することによって、交通事故捜査に関わる司法警察員だけでなく、交通事故捜査に携わっている検察官らの執務の参考として、更に広く活用されるよう改訂してはどうか」という話を持ちかけられ、確かに日常生起しうる交通事故であっても犯罪事実としては記載するのが難しいものもあることから、それらについて記載内容を充実させた方が交通事故捜査に携わる人にとって利用しやすいものになると思い、第3版を上梓するに至った。

第2版のはしがきでも申し上げたが、筆者が、二十数年間検察官として交通事故・事件捜査に携わってきた経験から得た知識を、できる限り分かりやすく本書に記載したつもりではあるものの、不十分と思われる点多々あると思われる。その点については、本職の浅学非才に原因があるとして何とか御容赦願いたい。

また、筆者の経験から記載例の多くは、東京方式を例に取っているため、地元の地方検察庁の指導の下で、ある程度記載ぶりを調えるよう指導されていたり、実際の書きぶりについて、本書と差異が認められたりする場合については、適宜、各都道府県警の記載・運用例に従っていただきたい。

なお、意見に渡る部分はあくまで本職の私見である。

本書が、広く現場で使用されたり、交通事故捜査に携わる方々のお役に立つことができたりすれば、望外の喜びである。

最後に、本書の出版に当たって、いつものように貴重な時間を割いて御協力・情報提供等をしてくださった裁判官、検察官、警察官の方々を始め、本書の監修者でもあり、交通事故・事件捜査のエキスパートである元東区検察庁公判部長木村昇一氏には大変貴重なアドバイスを頂戴したほか、立会事務官の紺野丹瑚氏には資料収集で、立花書房編集部長馬場野武氏には企画から編集・校正等全般にわたり、同部参与本山進也氏、同部濱崎寛美氏、同部下村大志氏には、校正等で大変お世話になった。

この場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和6年1月1日

交通事故・事件捜査実務研究会顧問  
仙台地方検察庁石巻支部  
上席副検事 林 信好

## 第2版の監修のことば

本書「自動車事故犯罪事実作成実務必携〔第2版〕」の構成・記載内容について、概観してみます。

第1編「総論」では、過失の捉え方（段階的過失論、過失併存説）、信賴の原則、犯罪事実を記載する際の留意点、実況見分調書の意義・重要性、交通関連用語の用い方、一般的な交通事故事件の捜査要領といった交通捜査官として知っておくべき基礎的事項について分かりやすく丁寧な解説がされています。

第2編以下は各論であり、危険運転致死傷罪（2条、3条）、アルコール等影響発覚免脱罪（4条）、過失運転致死傷罪（5条）、無免許運転加重罪（6条）、過失・重過失・業務上過失傷害罪、特殊な形態あるいは過失認定の困難な事故についての犯罪事実記載例が、各編毎にまとめられて紹介されています。

第2編以下の各編の冒頭では、収録されている事故類型の逐条的な解説をするなどした上で、当該事故類型の犯罪事実の記載例を紹介しています。

各々の犯罪事実記載例の直前には、「想定事例」の表題でその事故の概要を簡潔に紹介がされているので、「想定事例」を読めばそれに続いて記載されている犯罪事実記載例の事故態様を容易に把握できる工夫がされています。

加えて、必要に応じ、「解説」、「検察官の目」として捜査上のポイント等を示しており、また、把握しておくべき参考判例等も紹介されていますので、これらを読めば当該事故の捜査要領の要点をつかむことができますし、「犯罪の情状に関する意見」の記載例も紹介されているので、これにより当該事故の情状面における捜査要領の肝を知ることができます。

本書に掲載された記載例は、700以上と多いので、生起する交通事故のほとんどが網羅されていると言ってもよいかと思います。

その一方で、本書は上記のとおり構成・記載内容においての様々な工夫がなされていることから、紙数が大部の割には、読者の皆様にとって使い勝手のよい本となっており、かつ、単なる犯罪事実の記載例の紹介にとどまらず、当該事故の捜査要領を知る上で有用な内容となっています。



本書の編著を担当した林信好副検事は、20年以上にわたり捜査・公判実務に携わっており、交通捜査の経験も豊富です。林副検事の卓越した交通捜査能力には、交通担当の警察官から絶大な信頼が寄せられていると聞いています。

交通捜査を得意分野とする林副検事の視点において編著された本書が、第一線の現場で交通捜査に従事する多くの検察官、警察官の執務のお役に立つことを心から願っています。

令和3年6月

東京区検察庁公判部長（前東京区検察庁道路交通部長）

木村 昇一（監修）

## 第2版のはしがき

本書は、平成26年5月20日、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が施行され、従来刑法に規定されていた「危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪」が刑法から分離され、危険運転致死傷罪の適用範囲を拡大するとともに、「アルコール等の影響が発覚することを免れる行為をした者に対する罰則（免脱罪）」が新設されたほか、「無免許運転による事故の場合の刑が加重」が追加される法改正がなされたことから、長年、交通事故・事件の捜査公判に携わってきた宮田正之先生が、自動車事故等の犯罪事実作成に慣れていない若手交通捜査官からベテランに至るまでの幅広い層の司法警察員のため企画され、関連する交通事故犯罪事実関係の書籍を分析・参考にした上で、交通現場の実務に即した犯罪事実記載例を中心に想定事例等を交え、解説を加えてまとめた初版本を底本としている。

しかし、法施行から5年を経過し、令和2年度法改正が行われたことから、今回の法改正に係る記載例は勿論、今までの間に集積された捜査・公判の実情を踏まえ、記載内容について見直す必要があるのではないかということになった。

そこで、筆者が、この間、実際に交通事故・事件に携わっている司法警察員から受けた事件相談等の内容に鑑み、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の中核をなす過失運転致死傷罪について分かりやすく解説するとともに、それを踏まえた上での犯罪事実の記載に関して解説を加えるなどして、新たに構成をし直すことにした。

そして、これに合わせて記載例集としての使い勝手を考え、当てはめしやすいように各記載例の表現をできる限り統一することとした。

筆者が、20数年間検察官として、交通事故・事件捜査に携わってきた経験から得た知識を、できる限り分かりやすく本書に記載したつもりではあるが、不十分と思われる点多々あると思われる。

その点については、本職の浅学非才に原因があるとして何とか御容赦願いたいところである。

なお、筆者の経験から記載例の多くは、東京方式を例に取っているもので、地元の地方検察庁の指導の下で、ある程度記載ぶりを調えるよう指導されていたり、実際の書きぶりについて、本書と差異が認められる場合については、適宜、各都道府県警察の記載・運用例に従っていただきたい。

また、意見に渡る部分はあくまで本職の私見である。

赤本と呼ばれた初版本に引き続き、本書が広く現場で使用されたり、交通事故捜査に係る第一線の方々のお役に立つことができたりするならば、編著者として望外の喜びである。

最後に、本書の出版に当たっていつものように貴重な時間を割いて協力・情報提供等をしてくださった裁判官、検察官、警察官の方々を始め、交通事故・事件捜査のエキスパートである東京区検察庁公判部長（前東京区検察庁道路交通部長）木村昇一氏には、本書の監修者として企画当初から相談に乗っていただき、大変貴重なアドバイス等を頂戴したほか、立花書房出版部長馬場野武氏には、企画から編集・校正等全般にわたり、同部参与本山進也氏等には、校正等で大変お世話になった。

この場を借りて厚く御礼申し上げます。

令和3年7月

交通事故・事件捜査実務研究会会員

林 信好（仙台地方検察庁刑事部副検事（交通担当））

## はじめに

平成 26 年 5 月 20 日、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が施行された。これにより従来、刑法に規定されていた「危険運転致死傷罪と自動車運転過失致死傷罪」が刑法から分離され、新法では「危険運転致死傷罪の適用範囲を拡大」するとともに、「アルコール等の影響が発覚することを免れる行為をした者に対する罰則（免脱罪）が新設」されたほか、「無免許運転による事故の場合、刑が加重される」こととなった。

犯罪事実の記載については、当然の事ながら条文とその構成要件の把握が必須であり、そのためにも上記新法をある程度理解しておかねばならない。

本書は各編立てにおいて、新法に関しては、実際の条文と数字を合わせてあるので、使用する前にまず事案に適合する各編総論部分に目を通して頂きたい。

総論部分を理解した上で各記載例を参照すれば、現実の事案に即した犯罪事実を書けるだろう。

本書『自動車事故犯罪事実作成実務必携 ～危険運転・過失運転致死傷から交通重過失等まで～』は、関連する交通事故犯罪事実関係の書籍を分析・参考にした上で、交通現場の実務に即した犯罪事実記載例を中心に想定事例等を交え、解説を加えてまとめたものである。

中には、犯罪事実の記載としてはあまり良くないものや参考にしてほしくないものもあるが、それらは分析・検討の材料として使用している。

なお、筆者や協力者らの経験から記載例の多くは、東京方式を例にとっているので、地元地方検察庁の指導の下で、ある程度記載ぶりを調えるよう指導されていたり、実際の書きぶりについて、本書と差異が認められる場合については、適宜、各都道府県警察の記載・運用例に従って頂きたい。

本書は、自動車事故等の犯罪事実作成に慣れていない若手交通捜査官からベテランに至るまで、幅広い層の司法警察職員のために企画された。広く現場で使用されたり、赤本と呼ばれ、交通事故捜査に係る第一線の方々のお役に立つことができたりすれば、望外の喜びである。

最後に、本書の出版に当たっていつものように貴重な時間を割いて協力・情報提供等をして下さった裁判官・検察官・警察官の方々を始め、東京地方検察庁交通部村川伊和生副検事、立花書房出版部次長馬場野武氏には企画から編集・校正等全般にわたり、同部参与の本山進也氏、同部の秋山寛和氏、濱崎寛美氏等には、校正等で大変お世話になった。

この場を借りて厚く御礼申し上げます。

平成 27 年 8 月

交通事故・事件捜査実務研究会顧問

宮田 正之（元東京区検察庁上席の検察官）

# 凡 例

## 【判例集等略語】

刑 録	大審院刑事判決録
刑 集	大審院刑事判例集
刑 集	最高裁判所刑事判例集
裁判集	最高裁判所裁判集刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
東高時報	東京高等裁判所刑事判決時報
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報（各高等検察庁編）
判決特報	高等裁判所刑事判決特報
裁判特報	高等裁判所刑事裁判特報
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
一審刑集	第一審刑事裁判例集
刑裁月報	刑事裁判月報
裁 時	裁判所時報
判 時	判 例 時 報
判 夕	判例タイムズ
法 時	法 曹 時 報
警 学	警察学論集
公 論	警 察 公 論
木 村	交通事故・事件、交通違反供述調書記載例集 〔第6版〕～検察官から見た捜査のポイント～
城	Q & A 実例 交通事件捜査における現場の疑問 〔第2版〕
恩 田	令状審査の視点から見た 令和時代のブロック式 交通事件令状請求マニュアル〔第2版〕

# 自動車事故犯罪事実作成実務必携 第3版 目次

～危険運転・過失運転致死傷から交通重過失等まで～

第3版 推薦のことば	
第3版 監修のことば	
第3版 はじめに	
第2版の監修のことば	
第2版のはしがき	
はじめに	
凡 例	

## 第1編 総 論

### 第1章 過失運転致死傷罪の捜査要領概説

1 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の概略	2
2 過失運転致死傷罪（5条）捜査の基礎知識	5
3 過失運転致死傷罪の犯罪事実の記載方法について	11
4 過失運転致死傷罪の立証について	21
●過失運転致死傷事件の犯罪事実記載の定型について	26
5 犯罪事実の記載に用いる用語等	34

### 第2章 犯罪の情状等に関する意見

1 犯罪情状等に関する意見について	42
2 処分意見を付すに当たり考慮した事項の記載	43

### 第3章 交通事故事件の一般的捜査要領

1 事故現場に関する捜査要領	44
2 車両に関する一般的捜査要領	47
3 速度に関する一般的捜査要領	48

第4章 交通事故事件の犯罪事実の記載に当たっての留意点

1 犯罪事実の記載方法について	50
2 場所の表記について	51
3 被害者の年齢表記について	51
4 過失行為の原因の記載について	51
5 車両の表記について	52
6 通行帯	54
7 傷害の程度	54
8 「よって」及び「もって」	54
9 凡例について（判例集等略語についてはix頁の凡例を参照）	55

第5章 自動車運転処罰法適用に当たっての留意点

1 自動車運転処罰法1条（定義）の解説	56
2 送致書や起訴状の罪名・罰条の記載方法	58
3 罪数関係等	59
4 訴因及び罰条の変更等	61
5 無免許運転中に死傷事犯を犯した者の取扱い	63
6 その他	64

**第2編 危険運転致死傷（2条）**

第1章 2条の危険運転致死傷

1 はじめに	68
2 本条の概要について	70
3 8号の危険運転行為	74

第2章 アルコールの影響による事故 **1号**

<b>記載例1</b> 酒酔い①	78
1 犯罪事実についての検討	79
2 犯罪の情状等に関する意見についての検討	81
3 参考事項	81
<b>記載例2</b> 酒酔い②	82
1 犯罪事実についての検討	82



<b>記載例 3</b>	酒 酔 い ③	83
1	犯罪事実についての検討	84
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	84
3	アルコールの影響により正常な運転が困難な状態	84
<b>記載例 4</b>	酒 酔 い ④	85
1	犯罪事実についての検討	86
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	86
3	前方注視が困難な状態の興味深い判例	86
<b>記載例 5</b>	酒 酔 い ⑤	87
1	犯罪事実についての検討	88
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	88
<b>記載例 6</b>	酒 酔 い ⑥	90
<b>記載例 7</b>	酒 酔 い ⑦	90
<b>記載例 8</b>	酒 酔 い ⑧	91
<b>記載例 9</b>	酒 酔 い ⑨	91
<b>記載例 10</b>	酒 酔 い ⑩	92
<b>記載例 11</b>	酒 酔 い ⑪	92
<b>記載例 12</b>	酒 酔 い ⑫	93
<b>記載例 13</b>	酒 酔 い (無免許) ⑬	94
<b>記載例 14</b>	酒 酔 い ⑭	95
<b>記載例 15</b>	酒 酔 い (不救護・不申告) ⑮	96

### 第3章 薬物の影響による事故 1号

<b>記載例 16</b>	薬物の影響 (不救護・不申告) ①	98
1	犯罪事実についての検討	100
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	102
3	参考事項	102
<b>記載例 17</b>	薬物の影響 (不救護・不申告) ②	103
1	犯罪事実についての検討	104
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	105
<b>記載例 18</b>	薬物の影響 ③	106
<b>記載例 19</b>	薬物の影響 ④	107
<b>記載例 20</b>	薬物の影響 ⑤	108
<b>記載例 21</b>	薬物の影響 ⑥	109
<b>記載例 22</b>	薬物の影響 (不救護・不申告) ⑦	109

<b>記載例 23</b>	薬物の影響（不申告、不救護・不申告）⑧	110
---------------	---------------------	-----

#### 第4章 制御困難な高速度による事故 **2号**

<b>記載例 24</b>	制御困難な高速度 ①	112
1	犯罪事実についての検討	113
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	114
3	犯罪事実記載上の留意点	114
<b>記載例 25</b>	制御困難な高速度 ②	115
<b>記載例 26</b>	制御困難な高速度 ③	115
<b>記載例 27</b>	制御困難な高速度（無免許）④	116
<b>記載例 28</b>	制御困難な高速度 ⑤	117
<b>記載例 29</b>	制御困難な高速度 ⑥	118
<b>記載例 30</b>	制御困難な高速度（酒気帯び）⑦	119
<b>記載例 31</b>	制御困難な高速度（酒気帯び）⑧	120

#### 第5章 技能未熟運転による事故 **3号**

<b>記載例 32</b>	技能未熟運転	122
---------------	--------	-----

#### 第6章 妨害目的による事故（速度要件が被疑車両） **4号**

<b>記載例 33</b>	妨害目的（不救護・不申告）①	124
1	犯罪事実についての検討	125
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	125
3	参考事項	126
4	犯罪事実記載上の留意点	126
<b>記載例 34</b>	妨害目的 ②	128
<b>記載例 35</b>	妨害目的 ③	129
<b>記載例 36</b>	妨害目的（無免許）④	130
<b>記載例 37</b>	妨害目的 ⑤	131
<b>記載例 38</b>	妨害目的 ⑥	132
<b>記載例 39</b>	妨害目的（不救護・不申告）⑦	133
<b>記載例 40</b>	妨害目的（不救護・不申告）⑧	134
<b>記載例 41</b>	妨害目的（不救護・不申告）⑨	135
<b>記載例 42</b>	妨害目的（不申告）⑩	137
<b>記載例 43</b>	妨害目的（酒気帯び、不申告）⑪	138

## 第7章 妨害目的による事故（速度要件が被害車両）**5号**

1 改正自動車運転処罰法について……………	140
2 なぜこのような改正が必要となったのか……………	141
〈5号の解説〉	
1 背 景……………	145
2 5号について……………	146
3 4号から6号までの適用関係……………	148
<b>記載例 44</b> 妨害目的（5号）①……………	149
<b>記載例 45</b> 妨害目的（5号）②……………	150
<b>記載例 46</b> 妨害目的（5号）③……………	151
<b>記載例 47</b> 妨害目的（5号）④……………	152

## 第8章 妨害目的による事故（場所が高速道路）**6号**

1 背 景……………	154
2 6号について……………	156
3 4号から6号までの適用関係……………	158
●自動車運転処罰法2条4ないし6号の構成要件の対比……………	159
<b>記載例 48</b> 妨害目的（6号）①……………	160
<b>記載例 49</b> 妨害目的（6号）②……………	161
<b>記載例 50</b> 妨害目的（6号）③……………	162
<b>記載例 51</b> 妨害目的（6号）④……………	163
<b>記載例 52</b> 妨害目的（6号）⑤……………	164

## 第9章 赤色信号殊更無視による事故**7号**

1 「危険運転致死傷罪における『殊更赤無視』の類型」について……………	166
2 犯罪事実記載上の留意点……………	170
<b>記載例 53</b> 赤色信号殊更無視 ①……………	171
1 犯罪事実についての検討……………	172
2 犯罪の情状等に関する意見についての検討……………	173
<b>記載例 54</b> 赤色信号殊更無視（不救護・不申告）②……………	175
1 犯罪事実についての検討……………	176
2 犯罪の情状等に関する意見についての検討……………	179
3 参考事項……………	179
<b>記載例 55</b> 赤色信号殊更無視 ③……………	180
1 犯罪事実についての検討……………	181
2 犯罪の情状等に関する意見についての検討……………	182

3 参考事項	183
<b>記載例 56</b> 赤色信号殊更無視 ④	184
1 犯罪事実についての検討	185
2 犯罪の情状等に関する意見についての検討	186
3 参考事項	186
<b>記載例 57</b> 赤色信号殊更無視 (無免許) ⑤	187
<b>記載例 58</b> 赤色信号殊更無視 ⑥	188
<b>記載例 59</b> 赤色信号殊更無視 ⑦	189
<b>記載例 60</b> 赤色信号殊更無視 ⑧	190
<b>記載例 61</b> 赤色信号殊更無視 ⑨	191
<b>記載例 62</b> 赤色信号殊更無視 ⑩	192
<b>記載例 63</b> 赤色信号殊更無視 ⑪	193
<b>記載例 64</b> 赤色信号殊更無視 ⑫	194
<b>記載例 65</b> 赤色信号殊更無視 ⑬	195
<b>記載例 66</b> 赤色信号殊更無視 (不救護・不申告) ⑭	196
<b>記載例 67</b> 赤色信号殊更無視 (不救護・不申告) ⑮	197
<b>記載例 68</b> 赤色信号殊更無視 (不救護・不申告) ⑯	198
<b>記載例 69</b> 赤色信号殊更無視 (不申告) ⑰	199
<b>記載例 70</b> 赤色信号殊更無視 (酒気帯び) ⑱	200
<b>記載例 71</b> 赤色信号殊更無視 (酒気帯び) ⑲	201
<b>記載例 72</b> 赤色信号殊更無視 (酒気帯び、不救護・不申告) ⑳	202

## 第 10 章 通行禁止道路進行による事故 8号

1 はじめに	204
2 通行禁止道路	204
<b>記載例 73</b> 通行禁止道路進行 ①	205
<b>記載例 74</b> 通行禁止道路進行 ②	206
<b>記載例 75</b> 通行禁止道路進行 ③	206
<b>記載例 76</b> 通行禁止道路進行 ④	207
<b>記載例 77</b> 通行禁止道路進行 ⑤	208
<b>記載例 78</b> 通行禁止道路進行 ⑥	209
<b>記載例 79</b> 通行禁止道路進行 ⑦	209
<b>記載例 80</b> 通行禁止道路進行 ⑧	210
<b>記載例 81</b> 通行禁止道路進行 (無免許) ⑨	211

## 第3編 危険運転致死傷（3条）

### 第1章 3条の危険運転致死傷

1 はじめに	214
2 1項の危険運転行為	217
3 2項の危険運転行為	221
4 犯罪事実の記載についての留意点	223

### 第2章 アルコールの影響による事故 1項

記載例 82	アルコールの影響 ①	224
記載例 83	アルコールの影響 ②	225
記載例 84	アルコールの影響 ③	225
記載例 85	アルコールの影響 ④	226
記載例 86	アルコールの影響 ⑤	227
記載例 87	アルコールの影響 ⑥	228
記載例 88	アルコールの影響 ⑦	229
記載例 89	アルコールの影響 ⑧	230
記載例 90	アルコールの影響 ⑨	230
記載例 91	アルコールの影響 ⑩	231
記載例 92	アルコールの影響 ⑪	232
記載例 93	アルコールの影響 ⑫	233
記載例 94	アルコールの影響 ⑬	234
記載例 95	アルコールの影響 ⑭	234
記載例 96	アルコールの影響 ⑮	235

### 第3章 薬物の影響による事故 1項

記載例 97	薬物の影響 ①	236
記載例 98	薬物の影響 ②	237
記載例 99	薬物の影響 ③	237
記載例 100	薬物の影響 ④	238
記載例 101	薬物の影響 ⑤	239
記載例 102	薬物の影響 ⑥	240
記載例 103	薬物の影響 ⑦	241
記載例 104	薬物の影響 ⑧	242

<b>記載例 105</b>	薬物の影響 ⑨	242
<b>記載例 106</b>	薬物の影響 ⑩	243

#### 第4章 政令で定める病気の影響による事故 **2項**

<b>記載例 107</b>	てんかん発作 ①	244
<b>記載例 108</b>	てんかん発作 ②	245
<b>記載例 109</b>	てんかん発作 ③	245
<b>記載例 110</b>	てんかん発作 ④	246
<b>記載例 111</b>	てんかん発作 ⑤	247
<b>記載例 112</b>	てんかん発作 ⑥	248
<b>記載例 113</b>	失 神 ①	249
<b>記載例 114</b>	失 神 ②	250
<b>記載例 115</b>	失 神 ③	251
<b>記載例 116</b>	低血糖症の影響	252
<b>記載例 117</b>	睡眠障害 ①	253
<b>記載例 118</b>	睡眠障害 ②	254
<b>記載例 119</b>	睡眠障害 ③	255
<b>記載例 120</b>	睡眠障害 ④	256
<b>記載例 121</b>	睡眠障害 ⑤	257

### 第4編 アルコール等影響発覚免脱（4条）

#### 第1章 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱

1	概 説	260
2	各要件について	263
3	主観的要件について	264
4	既遂時期	265

#### 第2章 濃度増加・濃度減少

<b>記載例 122</b>	アルコール等影響発覚免脱（濃度増加） ①	266
<b>記載例 123</b>	アルコール等影響発覚免脱（濃度増加） ②	267

<b>記載例 124</b>	アルコール等影響発覚免脱（濃度増加）③	268
<b>記載例 125</b>	アルコール等影響発覚免脱（濃度増加）④	269
<b>記載例 126</b>	アルコール等影響発覚免脱（濃度減少）①	270
<b>記載例 127</b>	アルコール等影響発覚免脱（濃度減少）②	271
<b>記載例 128</b>	アルコール等影響発覚免脱（濃度減少）③	272

## 第 5-1 編 過失運転致死傷（自動車対自動車）

### 第 1 章 過失運転致死傷

1	はじめに	274
<b>記載例 129</b>	前方不注意 ①	275
<b>記載例 130</b>	前方不注意 ②	277
<b>記載例 131</b>	前方不注意 ③	278
<b>記載例 132</b>	前方不注意 ④	279
<b>記載例 133</b>	前方不注意（無車検・無保険）⑤	280
<b>記載例 134</b>	前方不注意（不救護・不申告）⑥	281
<b>記載例 135</b>	前方不注意（不救護・不申告）⑦	282
<b>記載例 136</b>	前方不注意（酒気帯び）⑧	283
<b>記載例 137</b>	前方不注意（酒気帯び）⑨	284
<b>記載例 138</b>	前方不注意（酒気帯び）⑩	285
<b>記載例 139</b>	前方不注意（酒気帯び、不救護・不申告）⑪	286
<b>記載例 140</b>	前方不注意（酒気帯び、不救護・不申告）⑫	287
<b>記載例 141</b>	前方不注意 ⑬	288

### 第 2 章 追突事故

<b>記載例 142</b>	動静不注意 ①	290
1	犯罪事実についての検討	291
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	292
<b>記載例 143</b>	動静不注意 ②	294
1	犯罪事実についての検討	295
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	296
3	参考事項	296

<b>記載例 144</b>	動静不注視 ③	298
	1 犯罪事実についての検討	299
	2 犯罪の情状等に関する意見についての検討	300
<b>記載例 145</b>	動静不注視 ④	302
<b>記載例 146</b>	動静不注視 ⑤	303
<b>記載例 147</b>	動静不注視 ⑥	304
<b>記載例 148</b>	動静不注視（不救護・不申告） ⑦	305
<b>記載例 149</b>	動静不注視（不救護・不申告） ⑧	306
<b>記載例 150</b>	動静不注視（不救護・不申告） ⑨	307
<b>記載例 151</b>	動静不注視（不救護・不申告） ⑩	308
<b>記載例 152</b>	動静不注視（酒気帯び） ⑪	309
<b>記載例 153</b>	動静不注視（酒気帯び） ⑫	310
<b>記載例 154</b>	動静不注視（酒気帯び） ⑬	311
<b>記載例 155</b>	動静不注視（酒気帯び） ⑭	312
<b>記載例 156</b>	動静不注視（酒気帯び） ⑮	313
<b>記載例 157</b>	動静不注視（酒気帯び、不救護・不申告） ⑯	314
<b>記載例 158</b>	脇 見	315
	1 犯罪事実についての検討	316
	2 犯罪の情状等に関する意見についての検討	317
<b>記載例 159</b>	車間距離不保持 ①	319
<b>記載例 160</b>	車間距離不保持 ②	320
<b>記載例 161</b>	車間距離不保持 ③	321
<b>記載例 162</b>	ブレーキ操作の誤り ①	322
<b>記載例 163</b>	ブレーキ操作の誤り （湿潤路面での不必要な急ブレーキ） ②	323
<b>記載例 164</b>	ブレーキ操作の誤り（酒気帯び、不救護・不申告） ③	324
<b>記載例 165</b>	ブレーキ操作の誤り（不救護・不申告） ④	325
<b>記載例 166</b>	ブレーキ操作の重大な誤り	326

### 第3章 交通整理の行われている交差点での事故

<b>記載例 167</b>	赤色信号看過 ①	328
	1 犯罪事実についての検討	329
	2 犯罪の情状等に関する意見についての検討	330
	3 参考事項	330



<b>記載例 168</b>	赤色信号看過 ②	332
1	犯罪事実についての検討	333
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	334
3	参考事項	334
<b>記載例 169</b>	赤色信号無視 (直進) ①	336
<b>記載例 170</b>	赤色信号無視 (直進) ②	337
<b>記載例 171</b>	赤色信号無視 (直進) ③	338
<b>記載例 172</b>	赤色信号無視 (直進) ④	339
<b>記載例 173</b>	赤色信号無視 (直進) ⑤	340
<b>記載例 174</b>	赤色信号無視 (直進) (不救護・不申告) ⑥	341
<b>記載例 175</b>	赤色信号無視 (右折) ⑦	342
<b>記載例 176</b>	赤色信号無視 (右折) ⑧	343
<b>記載例 177</b>	赤色信号無視 (左折) ⑨	344
<b>記載例 178</b>	赤色信号看過 (直進) ①	345
<b>記載例 179</b>	赤色信号看過 (直進) ②	346
<b>記載例 180</b>	赤色信号看過 (直進) ③	347
<b>記載例 181</b>	赤色信号看過 (直進) ④	348
<b>記載例 182</b>	赤色信号看過 (直進) ⑤	349
<b>記載例 183</b>	赤色信号看過 (直進) ⑥	350
<b>記載例 184</b>	赤色信号看過 (直進) ⑦	351
<b>記載例 185</b>	赤色信号看過 (直進) ⑧	352
<b>記載例 186</b>	赤色信号看過 (直進) ⑨	353
<b>記載例 187</b>	赤色信号看過 (直進) ⑩	354
<b>記載例 188</b>	赤色信号看過 (直進) ⑪	354
<b>記載例 189</b>	赤色信号看過 (直進) ⑫	355
<b>記載例 190</b>	赤色信号看過 (直進) ⑬	356
<b>記載例 191</b>	赤色信号看過 (直進) ⑭	357
<b>記載例 192</b>	赤色信号看過 (直進) ⑮	358
<b>記載例 193</b>	赤色信号看過 (直進) ⑯	359
<b>記載例 194</b>	赤色信号看過 (直進) ⑰	360
<b>記載例 195</b>	赤色信号看過 (直進) ⑱	361
<b>記載例 196</b>	赤色信号看過 (直進) ⑲	362
<b>記載例 197</b>	赤色信号看過 (直進) (不救護・不申告) ⑳	363
<b>記載例 198</b>	赤色信号看過 (直進) (酒気帯び) ㉑	364

<b>記載例 199</b>	赤色信号看過 (直進) (酒気帯び) ㉒	365
<b>記載例 200</b>	赤色信号看過 (直進) (酒気帯び) ㉓	366
<b>記載例 201</b>	赤色信号看過 (右折) ㉔	367
<b>記載例 202</b>	赤色信号看過 (右折) ㉕	368
<b>記載例 203</b>	赤色信号看過 (右折) ㉖	369
<b>記載例 204</b>	赤色信号看過 (右折) ㉗	370
<b>記載例 205</b>	赤色信号看過 (右折) ㉘	370
<b>記載例 206</b>	赤色信号看過 (右折) ㉙	371
<b>記載例 207</b>	赤色信号看過 (右折) (無車検・無保険、不救護・不申告) ㉚	372
<b>記載例 208</b>	赤色信号看過 (左折) ㉛	373
<b>記載例 209</b>	黄色信号無視 (直進)	374
<b>記載例 210</b>	黄色信号看過 (直進)	375
<b>記載例 211</b>	前方不注視 (右折) ①	376
	1 犯罪事実についての検討	377
	2 犯罪の情状等に関する意見についての検討	378
<b>記載例 212</b>	前方不注視 (右折) ②	380
<b>記載例 213</b>	前方不注視 (右折) ③	381
<b>記載例 214</b>	前方不注視 (右折) ④	382
<b>記載例 215</b>	前方不注視 (右折) ⑤	383
<b>記載例 216</b>	前方不注視 (右折) ⑥	384
<b>記載例 217</b>	前方不注視 (右折) (不救護・不申告) ⑦	385
<b>記載例 218</b>	前方不注視 (右折) (酒気帯び) ⑧	386
<b>記載例 219</b>	前方不注視 (右折) (酒気帯び、不救護・不申告) ⑨	387
<b>記載例 220</b>	動静不注視 (不救護・不申告)	388
<b>記載例 221</b>	合図不履行 (右折) (不救護・不申告) ①	389
<b>記載例 222</b>	合図不履行 (右折) (不救護・不申告) ②	390
<b>記載例 223</b>	一時不停止 (右折) ①	391
<b>記載例 224</b>	一時不停止 (右折) (不申告) ②	392
<b>記載例 225</b>	一時不停止・不徐行 (右折) ③	393
<b>記載例 226</b>	不徐行 (右折) (不救護・不申告)	394
<b>記載例 227</b>	直進方向以外進行禁止標識無視・合図不履行 (左折)	395
<b>記載例 228</b>	安全不確認 (左折) (不救護・不申告)	396
<b>記載例 229</b>	安全速度違反 (左折) (不救護・不申告)	397

<b>記載例 230</b>	合図不履行（左折）（不救護・不申告）	398
<b>記載例 231</b>	ハンドル操作の誤り（不申告）	399

#### 第4章 交通整理の行われていない交差点での事故

<b>記載例 232</b>	左右の見通しの困難な交差点での事故	400
1	犯罪事実についての検討	401
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	403
<b>記載例 233</b>	一時停止標識無視（直進） ①	404
<b>記載例 234</b>	一時停止標識無視（直進） ②	405
<b>記載例 235</b>	一時停止標識無視（直進）（不救護・不申告） ③	406
<b>記載例 236</b>	一時停止標識無視（直進）（不救護・不申告） ④	407
<b>記載例 237</b>	一時停止標識無視（直進）（不救護・不申告） ⑤	408
<b>記載例 238</b>	一時停止標識無視（右折）（不救護・不申告） ⑥	409
<b>記載例 239</b>	優先妨害等（直進）（不救護・不申告）	410
<b>記載例 240</b>	一時停止標識看過（直進） ①	411
<b>記載例 241</b>	一時停止標識看過（直進） ②	412
<b>記載例 242</b>	前方不注意（直進） ①	413
<b>記載例 243</b>	前方不注意（直進） ②	414
<b>記載例 244</b>	一時不停止（直進） ①	415
<b>記載例 245</b>	一時不停止・不徐行（直進） ②	416
<b>記載例 246</b>	動静不注意（直進） ①	417
<b>記載例 247</b>	動静不注意（直進）（不救護・不申告） ②	418
<b>記載例 248</b>	安全不確認（直進）	419
<b>記載例 249</b>	前方不注意（右折） ①	420
<b>記載例 250</b>	前方不注意（右折） ②	421
<b>記載例 251</b>	前方不注意（右折）（不救護・不申告） ③	422
<b>記載例 252</b>	前方不注意（右折）（不救護・不申告） ④	423
<b>記載例 253</b>	前方不注意（右折） ⑤	424
<b>記載例 254</b>	前方不注意（右折）（不救護・不申告） ⑥	425
<b>記載例 255</b>	安全不確認（右折）（無車検・無保険）	426
<b>記載例 256</b>	赤色点滅信号無視（直進） ①	427
<b>記載例 257</b>	赤色点滅信号無視（直進）（無車検・無保険） ②	428
<b>記載例 258</b>	不徐行（直進） ①	429
<b>記載例 259</b>	不徐行（直進）（酒気帯び） ②	430

<b>記載例 260</b>	不徐行(直進)(無車検・無保険) ③	431
<b>記載例 261</b>	高速度(直進)(不救護・不申告)	432
<b>記載例 262</b>	前方不注視(右折) ①	433
<b>記載例 263</b>	前方不注視(右折)(酒気帯び) ②	434
<b>記載例 264</b>	前方不注視(右折)(酒気帯び、不申告) ③	435
<b>記載例 265</b>	前方不注視(左折) ④	436
<b>記載例 266</b>	一時不停止(右折) ①	437
<b>記載例 267</b>	一時不停止・不徐行(右折) ②	438
<b>記載例 268</b>	安全不確認(右折) ①	439
<b>記載例 269</b>	安全不確認(右折) ②	440
<b>記載例 270</b>	安全不確認(右折)(不救護・不申告) ③	441
<b>記載例 271</b>	安全不確認(左折) ④	442
<b>記載例 272</b>	安全不確認(左折) ⑤	443
<b>記載例 273</b>	安全不確認(左折)(不救護・不申告) ⑥	444
<b>記載例 274</b>	動静不注視(左折) ①	445
<b>記載例 275</b>	動静不注視(左折) (無車検・無保険、不救護・不申告) ②	446
<b>記載例 276</b>	通行禁止違反・一時不停止・不徐行(左折)	447
<b>記載例 277</b>	左折方向以外進行禁止標識等無視(看過)	448
<b>記載例 278</b>	合図不履行・安全不確認(左折)	449
<b>記載例 279</b>	側方間隔不保持	450

## 第5章 進路変更時の事故

<b>記載例 280</b>	進路変更時の事故 ①	452
1	犯罪事実についての検討	453
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	454
3	参考事項	454
<b>記載例 281</b>	進路変更時の事故 ②	456
1	犯罪事実についての検討	457
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	458
3	参考事項	458
<b>記載例 282</b>	進路変更 ①	460
<b>記載例 283</b>	進路変更 ②	461
<b>記載例 284</b>	進路変更 ③	462

<b>記載例 285</b>	進路変更 ④	463
<b>記載例 286</b>	進路変更 ⑤	464
<b>記載例 287</b>	進路変更 ⑥	465
<b>記載例 288</b>	進路変更 ⑦	466
<b>記載例 289</b>	進路変更 ⑧	467
<b>記載例 290</b>	進路変更 ⑨	468
<b>記載例 291</b>	進路変更 ⑩	469
<b>記載例 292</b>	進路変更 ⑪	470
<b>記載例 293</b>	進路変更 (左折) ⑫	471
<b>記載例 294</b>	進路変更 (酒気帯び) ⑬	472
<b>記載例 295</b>	進路変更 (不救護・不申告) ⑭	473
<b>記載例 296</b>	通行区分不適 (道路右側部に進入)	474

## 第6章 転回時の事故

<b>記載例 297</b>	転回時の事故	476
	1 犯罪事実についての検討	477
	2 犯罪の情状等に関する意見についての検討	478
<b>記載例 298</b>	転回 ①	479
<b>記載例 299</b>	転回 ②	480
<b>記載例 300</b>	転回 ③	481
<b>記載例 301</b>	転回 (不救護・不申告) ④	482
<b>記載例 302</b>	転回 (不救護・不申告) ⑤	483
<b>記載例 303</b>	転回 (酒気帯び) ⑥	484
<b>記載例 304</b>	転回 (酒気帯び) ⑦	485

## 第7章 追越し・追抜き時の事故

<b>記載例 305</b>	追越し ①	488
<b>記載例 306</b>	追越し ②	489
<b>記載例 307</b>	追越し ③	490
<b>記載例 308</b>	追越し ④	491
<b>記載例 309</b>	追越し (不救護・不申告) ⑤	492
<b>記載例 310</b>	追越し (不救護・不申告) ⑥	493
<b>記載例 311</b>	追越し (酒気帯び) ⑦	494
<b>記載例 312</b>	追越し (酒気帯び) ⑧	495

<b>記載例 313</b>	追越し(酒気帯び) ⑨	496
<b>記載例 314</b>	追越し(酒気帯び) ⑩	497
<b>記載例 315</b>	追越し(無車検・無保険) ⑪	498
<b>記載例 316</b>	追越し(無車検・無保険、不救護・不申告) ⑫	499
<b>記載例 317</b>	追抜き ①	500
<b>記載例 318</b>	追抜き(不救護・不申告) ②	501

## 第8章 発進時の事故

<b>記載例 319</b>	発進時の事故(不救護・不申告) ①	504
<b>記載例 320</b>	発進時の事故(不救護・不申告) ②	505
<b>記載例 321</b>	発進時の事故(不救護・不申告) ③	507
<b>記載例 322</b>	発進時の事故(無車検・無保険、不救護・不申告) ④	508
<b>記載例 323</b>	発進時の事故(積載重量超過) ⑤	509

## 第9章 後退時の事故

<b>記載例 324</b>	後退時の事故 ①	512
<b>記載例 325</b>	後退時の事故 ②	513
<b>記載例 326</b>	後退時の事故(不救護・不申告) ③	514
<b>記載例 327</b>	後退時の事故(不救護・不申告) ④	515

## 第10章 路外施設に進入時の事故

<b>記載例 328</b>	路外施設に進入 ①	516
<b>記載例 329</b>	路外施設に進入 ②	517
<b>記載例 330</b>	路外施設に進入 ③	518
<b>記載例 331</b>	路外施設に進入 ④	519
<b>記載例 332</b>	路外施設に進入 ⑤	520
<b>記載例 333</b>	路外施設に進入(不救護・不申告) ⑥	521
<b>記載例 334</b>	路外施設に進入(無車検・無保険) ⑦	522
<b>記載例 335</b>	路外施設に進入 ⑧	523
<b>記載例 336</b>	路外施設に進入(酒気帯び) ⑨	524
<b>記載例 337</b>	路外施設に進入(不救護・不申告) ⑩	525
<b>記載例 338</b>	路外施設に進入(不救護・不申告) ⑪	526
<b>記載例 339</b>	路外施設に進入(不救護・不申告) ⑫	527

## 第 11 章 路外施設から進出時の事故

記載例 340	路外施設から進出 ①	528
記載例 341	路外施設から進出 ②	529
記載例 342	路外施設から進出 ③	530
記載例 343	路外施設から進出 ④	531
記載例 344	路外施設から進出 (右折) ⑤	532
記載例 345	路外施設から進出 (不救護・不申告) ⑥	533
記載例 346	路外施設から進出 (不救護・不申告) ⑦	534
記載例 347	路外施設から進出 (不救護・不申告) ⑧	535
記載例 348	路外施設から進出 (不救護・不申告) ⑨	536
記載例 349	路外施設から進出 (酒気帯び) ⑩	537

## 第 12 章 危険な場所を通過する際の事故

記載例 350	右に湾曲した道路 (酒気帯び) ①	538
記載例 351	右に湾曲した道路 ②	539
記載例 352	右に湾曲した道路 (不救護・不申告) ③	540
記載例 353	左に湾曲した道路 ①	541
記載例 354	左に湾曲した道路 (不救護・不申告) ②	542
記載例 355	左に湾曲した道路 (不救護・不申告) ③	543
記載例 356	左に湾曲した道路 (酒気帯び、不救護・不申告) ④	544
記載例 357	路面湿潤道路 ①	545
記載例 358	路面湿潤道路 (不救護・不申告) ②	546
記載例 359	路面凍結道路	547
記載例 360	ブレーキ操作の誤り (凍結路面) ①	548
記載例 361	ブレーキ操作の誤り (凍結路面) ②	549
記載例 362	ハンドル・ブレーキ操作の誤り (凍結路面) ①	550
記載例 363	ハンドル・ブレーキ操作の誤り (積雪、一部凍結路面) ②	551

## 第 13 章 運転を避止・中止しなかったことによる事故

記載例 364	げん惑	552
記載例 365	居眠り ①	553
記載例 366	居眠り ②	554

<b>記載例 367</b>	居眠り ③	555
<b>記載例 368</b>	居眠り ④	556
<b>記載例 369</b>	居眠り ⑤	557
<b>記載例 370</b>	居眠り(不救護・不申告) ⑥	558
<b>記載例 371</b>	居眠り(不救護・不申告) ⑦	559
<b>記載例 372</b>	居眠り(不救護・不申告) ⑧	560
<b>記載例 373</b>	居眠り(不救護・不申告) ⑨	561
<b>記載例 374</b>	居眠り(酒気帯び) ⑩	562
<b>記載例 375</b>	居眠り(酒気帯び) ⑪	563
<b>記載例 376</b>	居眠り(酒酔い) ⑫	564
<b>記載例 377</b>	中止義務違反(意識喪失)	565

## 第14章 積荷事故

<b>記載例 378</b>	積荷事故 ①	566
<b>記載例 379</b>	積荷事故 ②	567
<b>記載例 380</b>	積荷事故 ③	568
<b>記載例 381</b>	積荷事故 ④	569

## 第15章 ハンドル・ブレーキ操作不的確による事故

<b>記載例 382</b>	ハンドル操作の誤り ①	570
<b>記載例 383</b>	ハンドル操作の誤り ②	571
<b>記載例 384</b>	ハンドル操作の誤り ③	572
<b>記載例 385</b>	ハンドル操作の誤り ④	573
<b>記載例 386</b>	ハンドル操作の誤り(不救護・不申告) ⑤	574
<b>記載例 387</b>	ハンドル操作の誤り ⑥	575
<b>記載例 388</b>	ハンドル操作の誤り(酒気帯び) ⑦	576
<b>記載例 389</b>	ハンドル操作の誤り(酒気帯び) ⑧	577
<b>記載例 390</b>	ハンドル操作の誤り(酒気帯び) ⑨	578
<b>記載例 391</b>	ハンドル操作の誤り(酒気帯び) ⑩	579
<b>記載例 392</b>	ハンドル操作の誤り ⑪	580
<b>記載例 393</b>	ハンドル操作の誤り(酒気帯び、不救護・不申告) ⑫	581
<b>記載例 394</b>	ブレーキ操作の誤り ①	582
<b>記載例 395</b>	ブレーキ操作の誤り(不救護・不申告) ②	583



<b>記載例 396</b>	ブレーキ操作の誤り（不救護・不申告） ③	584
<b>記載例 397</b>	ブレーキ操作の誤り（酒気帯び） ④	585
<b>記載例 398</b>	ブレーキ操作の誤り（酒気帯び） ⑤	586
<b>記載例 399</b>	ブレーキ操作の誤り（酒気帯び） ⑥	587
<b>記載例 400</b>	ブレーキ操作の誤り（酒気帯び） ⑦	588
<b>記載例 401</b>	ブレーキ操作の誤り（無車検・無保険） ⑧	589
<b>記載例 402</b>	ハンドル・ブレーキ操作の誤り （湿潤路面での不必要な急ブレーキ）	590
<b>記載例 403</b>	左に湾曲した道路 （対向車線に進出した原因が特定困難な事例）	591

## 第 16 章 ドア開扉事故

<b>記載例 404</b>	ドア開扉 ①	592
	1 犯罪事実についての検討	593
	2 犯罪の情状等に関する意見についての検討	594
<b>記載例 405</b>	ドア開扉 ②	596

## 第 17 章 脱輪による事故

<b>記載例 406</b>	日常点検整備違反（タイヤの脱落） ①	600
<b>記載例 407</b>	日常点検整備違反（タイヤの脱落） ②	601
<b>記載例 408</b>	タイヤ脱落による事故	602

# 第 5-2 編 過失運転致死傷（自動車対自転車）

## 第 1 章 交通整理の行われている交差点での事故

<b>記載例 409</b>	赤色信号看過	604
	1 犯罪事実についての検討	605
	2 犯罪の情状等に関する意見についての検討	606
	3 参考事項	606
	4 参考事項を受けて	608

<b>記載例 410</b>	横断歩道上の事故（前方不注視） ①	610
1	犯罪事実についての検討	611
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	612
<b>記載例 411</b>	横断歩道上の事故（横断自転車の不確認） ②	614
1	犯罪事実についての検討	615
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	616
3	参考事例	616
<b>記載例 412</b>	対向自転車との事故	621
1	犯罪事実についての検討	622
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	623
<b>記載例 413</b>	赤色信号無視	625
<b>記載例 414</b>	赤色信号看過 ①	626
<b>記載例 415</b>	赤色信号看過 ②	627
<b>記載例 416</b>	赤色信号看過 ③	628
<b>記載例 417</b>	赤色信号看過（不救護・不申告） ④	629
<b>記載例 418</b>	赤色信号看過（不救護・不申告） ⑤	630
<b>記載例 419</b>	赤色信号看過（酒気帯び、不救護・不申告） ⑥	631
<b>記載例 420</b>	赤色信号無視（不救護・不申告）	632
<b>記載例 421</b>	赤色信号看過	633
<b>記載例 422</b>	黄色信号無視 ①	634
<b>記載例 423</b>	黄色信号無視 ②	635
<b>記載例 424</b>	黄色信号無視 ③	636
<b>記載例 425</b>	黄色信号看過 ①	637
<b>記載例 426</b>	黄色信号看過 ②	638
<b>記載例 427</b>	黄色信号看過 ③	639
<b>記載例 428</b>	黄色信号看過 ④	640
<b>記載例 429</b>	前方不注視 ①	641
<b>記載例 430</b>	前方不注視 ②	642
<b>記載例 431</b>	前方不注視 ③	643
<b>記載例 432</b>	前方不注視（不救護・不申告） ④	644
<b>記載例 433</b>	前方不注視・不徐行（不救護・不申告） ⑤	645
<b>記載例 434</b>	前方不注視（無車検・無保険） ⑥	647
<b>記載例 435</b>	前方不注視（左折） ①	648
<b>記載例 436</b>	前方不注視（左折） ②	649

<b>記載例 437</b>	前方不注視（左折）③	650
<b>記載例 438</b>	前方不注視（左折）④	651
<b>記載例 439</b>	前方不注視（左折）（不救護・不申告）⑤	652
<b>記載例 440</b>	前方不注視（左折）（無車検・無保険）⑥	653
<b>記載例 441</b>	前方不注視（左折）（酒気帯び）⑦	654
<b>記載例 442</b>	赤色信号看過（左折）（酒気帯び）	655

## 第2章 交通整理の行われていない交差点での事故

<b>記載例 443</b>	丁字路交差点右折時の事故	656
1	犯罪事実についての検討	657
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	658
<b>記載例 444</b>	前方不注視（直進）①	660
<b>記載例 445</b>	前方不注視（直進）②	661
<b>記載例 446</b>	前方不注視（直進）③	662
<b>記載例 447</b>	前方不注視（右折）（酒気帯び）④	663
<b>記載例 448</b>	前方不注視・左折方向以外進行禁止標識無視 （右折）⑤	664
<b>記載例 449</b>	前方不注視・一時停止標識無視（右折）⑥	665
<b>記載例 450</b>	前方不注視・一時停止標識看過（右折） （不救護・不申告）⑦	666
<b>記載例 451</b>	前方不注視（左折）⑧	667
<b>記載例 452</b>	前方不注視（左折）⑨	668
<b>記載例 453</b>	前方不注視（左折）⑩	669
<b>記載例 454</b>	前方不注視（左折）⑪	670
<b>記載例 455</b>	前方不注視（左折）⑫	671
<b>記載例 456</b>	前方不注視（左折）（不救護・不申告）⑬	672
<b>記載例 457</b>	前方不注視（左折）（不救護・不申告）⑭	673
<b>記載例 458</b>	前方不注視（左折）（不救護・不申告）⑮	674
<b>記載例 459</b>	前方不注視（左折）（不救護・不申告）⑯	675
<b>記載例 460</b>	動静不注視・一時停止標識無視（右折） （無車検・無保険）	676
<b>記載例 461</b>	一時停止標識無視（直進）①	677
<b>記載例 462</b>	一時停止標識無視（直進）②	678
<b>記載例 463</b>	一時停止標識無視（直進）③	679

<b>記載例 464</b>	一時停止標識無視（直進）（酒気帯び） ④	680
<b>記載例 465</b>	一時停止標識無視（直進）（不救護・不申告） ⑤	681
<b>記載例 466</b>	一時停止標識無視（左折）（不救護・不申告） ⑥	682
<b>記載例 467</b>	不徐行（直進） ①	683
<b>記載例 468</b>	不徐行（直進） ②	684
<b>記載例 469</b>	不徐行（直進） ③	685
<b>記載例 470</b>	不徐行（直進）（不救護・不申告） ④	686
<b>記載例 471</b>	不徐行（直進）（不救護・不申告） ⑤	687
<b>記載例 472</b>	不徐行（直進）（不救護・不申告） ⑥	688
<b>記載例 473</b>	不徐行・前方不注視（右折）（不救護・不申告） ⑦	689
<b>記載例 474</b>	不徐行・前方不注視（左折）（不救護・不申告） ⑧	690
<b>記載例 475</b>	不徐行（左折） ⑨	691
<b>記載例 476</b>	不徐行・前方不注視（左折）（不救護・不申告） ⑩	692
<b>記載例 477</b>	一時不停止（直進） ①	693
<b>記載例 478</b>	一時不停止（左折）（不救護・不申告） ②	694
<b>記載例 479</b>	左折時の左後方の安全不確認	695

### 第3章 交差点以外の場所での事故

<b>記載例 480</b>	前方不注視 ①	696
<b>記載例 481</b>	前方不注視 ②	699
<b>記載例 482</b>	前方不注視（酒気帯び） ③	700
<b>記載例 483</b>	前方不注視（不救護・不申告） ④	701
<b>記載例 484</b>	前方不注視（不救護・不申告） ⑤	702
<b>記載例 485</b>	前方不注視（不救護・不申告） ⑥	703
<b>記載例 486</b>	前方不注視（不救護・不申告） ⑦	704
<b>記載例 487</b>	動静不注視 ①	705
<b>記載例 488</b>	動静不注視（不救護・不申告） ②	706
<b>記載例 489</b>	ブレーキ操作の誤り（酒気帯び、不救護・不申告）	707
<b>記載例 490</b>	高速度	708
<b>記載例 491</b>	居眠り運転（不救護・不申告）	709

## 第4章 交差点以外の横断歩道・自転車横断帯での事故

記載例 492	赤色信号看過 ①	710
記載例 493	赤色信号看過 ②	711
記載例 494	赤色信号看過 ③	712
記載例 495	赤色信号看過 ④	713
記載例 496	赤色信号看過 ⑤	714
記載例 497	赤色信号看過 ⑥	715
記載例 498	黄色信号無視	716
記載例 499	横断歩道による横断自転車不確認（不救護・不申告）	717
記載例 500	安全不確認 ①	718
記載例 501	安全不確認 ②	719
記載例 502	安全不確認（不救護・不申告） ③	720

## 第5章 後退・路外施設への進入時の事故

記載例 503	後退	724
記載例 504	路外施設への右折進入	725

## 第6章 その他の過失運転致死傷

記載例 505	対向自転車との事故	726
1	犯罪事実についての検討	727
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	728

### 第5-3編 過失運転致死傷（自動車対歩行者）

## 第1章 交通整理の行われている交差点の横断歩道での事故

記載例 506	前方不注視（不救護・不申告） ①	734
1	犯罪事実についての検討	735
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	737
3	参考事項	737
記載例 507	前方不注視 ②	739
1	犯罪事実についての検討	740
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	741

<b>記載例 508</b>	動静不注視	743
1	犯罪事実についての検討	744
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	745
<b>記載例 509</b>	赤色信号無視 ①	747
<b>記載例 510</b>	赤色信号無視 (酒気帯び) ②	748
<b>記載例 511</b>	赤色信号看過 ①	749
<b>記載例 512</b>	赤色信号看過 ②	750
<b>記載例 513</b>	赤色信号看過 ③	751
<b>記載例 514</b>	赤色信号看過 ④	752
<b>記載例 515</b>	赤色信号看過 ⑤	753
<b>記載例 516</b>	赤色信号看過 ⑥	754
<b>記載例 517</b>	赤色信号看過 ⑦	755
<b>記載例 518</b>	赤色信号看過 ⑧	756
<b>記載例 519</b>	赤色信号看過 ⑨	757
<b>記載例 520</b>	赤色信号看過 ⑩	758
<b>記載例 521</b>	赤色信号看過 (不救護・不申告) ⑪	759
<b>記載例 522</b>	黄色信号無視	760
<b>記載例 523</b>	前方不注視 (右折) ①	762
<b>記載例 524</b>	前方不注視 (右折) ②	763
<b>記載例 525</b>	前方不注視 (右折) ③	764
<b>記載例 526</b>	前方不注視 (右折) ④	765
<b>記載例 527</b>	前方不注視 (右折) ⑤	766
<b>記載例 528</b>	前方不注視 (右折) ⑥	767
<b>記載例 529</b>	前方不注視 (右折) (不救護・不申告) ⑦	768
<b>記載例 530</b>	不徐行 (左折)	769
<b>記載例 531</b>	前方不注視 (左折) ①	770
<b>記載例 532</b>	前方不注視 (左折) ②	771
<b>記載例 533</b>	一時不停止 (左折)	772
<b>記載例 534</b>	残留横断歩行者不確認 ①	773
<b>記載例 535</b>	残留横断歩行者不確認 (不救護・不申告) ②	774
<b>記載例 536</b>	高速度 (不救護・不申告) ①	775
<b>記載例 537</b>	高速度 (不救護・不申告、酒気帯び) ②	776

## 第2章 交通整理の行われていない交差点の横断歩道での事故

<b>記載例 538</b>	横断歩行者不確認	778
1	犯罪事実についての検討	779
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	779
3	参考事項	780
<b>記載例 539</b>	横断歩道による横断歩行者不確認	781
<b>記載例 540</b>	前方不注意 ①	782
<b>記載例 541</b>	前方不注意 ②	783
<b>記載例 542</b>	前方不注意 ③	784
<b>記載例 543</b>	前方不注意 ④	785
<b>記載例 544</b>	動静不注意	786
<b>記載例 545</b>	ブレーキ操作の誤り	787
<b>記載例 546</b>	前方不注意 ①	788
<b>記載例 547</b>	前方不注意 ②	789
<b>記載例 548</b>	前方不注意 ③	790
<b>記載例 549</b>	右折方向以外進行禁止標識等無視（看過）	791

## 第3章 交差点以外の場所の横断歩道での事故

<b>記載例 550</b>	げん惑	792
1	犯罪事実についての検討	793
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	794
<b>記載例 551</b>	赤色信号看過 ①	796
<b>記載例 552</b>	赤色信号看過 ②	797
<b>記載例 553</b>	赤色信号看過 ③	798
<b>記載例 554</b>	赤色信号看過 ④	799
<b>記載例 555</b>	黄色信号看過	800
<b>記載例 556</b>	前方不注意 ①	801
<b>記載例 557</b>	前方不注意 ②	802
<b>記載例 558</b>	前方不注意（不救護・不申告） ③	803
<b>記載例 559</b>	安全不確認 ①	804
<b>記載例 560</b>	安全不確認 ②	805

## 第4章 横断歩道以外の場所での事故

<b>記載例 561</b>	発進時の事故	806
<b>記載例 562</b>	後退時の事故	807
<b>記載例 563</b>	前方不注視 ①	808
<b>記載例 564</b>	前方不注視 ②	809
<b>記載例 565</b>	前方不注視（無車検・無保険、不救護・不申告） ③	810
<b>記載例 566</b>	安全不確認 ①	811
<b>記載例 567</b>	安全不確認（不救護・不申告） ②	812
<b>記載例 568</b>	前方不注視 ①	813
<b>記載例 569</b>	前方不注視 ②	814
<b>記載例 570</b>	前方不注視（不救護・不申告） ③	815
<b>記載例 571</b>	前方不注視（不救護・不申告） ④	816
<b>記載例 572</b>	前方不注視（不救護・不申告） ⑤	817
<b>記載例 573</b>	前方不注視（不救護・不申告） ⑥	818
<b>記載例 574</b>	前方不注視（不救護・不申告、酒気帯び） ⑦	819
<b>記載例 575</b>	前方不注視（酒気帯び） ⑧	820
<b>記載例 576</b>	前方不注視（酒気帯び） ⑨	821
<b>記載例 577</b>	前方不注視（酒気帯び） ⑩	822
<b>記載例 578</b>	前方不注視（フロントガラス凍結、不救護・不申告） ⑪	823
<b>記載例 579</b>	動静不注視 ①	824
<b>記載例 580</b>	動静不注視 ②	825
<b>記載例 581</b>	ハンドル操作の誤り ①	826
<b>記載例 582</b>	ハンドル操作の誤り ②	827
<b>記載例 583</b>	ハンドル操作の誤り ③	828
<b>記載例 584</b>	ハンドル操作の誤り（不救護・不申告） ④	829
<b>記載例 585</b>	ハンドル操作の誤り（酒気帯び） ⑤	830
<b>記載例 586</b>	ハンドル・ブレーキ操作の誤り ①	831
<b>記載例 587</b>	ハンドル・ブレーキ操作の誤り （不救護・不申告、酒気帯び） ②	832
<b>記載例 588</b>	アクセル・ブレーキ操作の誤り	833
<b>記載例 589</b>	ブレーキ操作の誤り ①	834
<b>記載例 590</b>	ブレーキ操作の誤り ②	835
<b>記載例 591</b>	ブレーキ操作の重大な誤り・過失建造物損壊	836



<b>記載例 592</b>	居 眠 り ①	837
<b>記載例 593</b>	居 眠 り ②	838
<b>記載例 594</b>	居 眠 り ③	839
<b>記載例 595</b>	居 眠 り (不救護・不申告) ④	840
<b>記載例 596</b>	居 眠 り (無車検・無保険) ⑤	841
<b>記載例 597</b>	側方間隔不保持 ①	842
<b>記載例 598</b>	側方間隔不保持 (酒気帯び、不救護・不申告) ②	843
<b>記載例 599</b>	路外施設に進入	844
<b>記載例 600</b>	路外施設から後退して道路に進出	845
<b>記載例 601</b>	路外施設からの進出	846

## 第6編 無免許運転加重

### 第1章 無免許運転による加重について

1	はじめに	848
2	各要件について	850
3	主観的要件	851
4	参 考	851

### 第2章 6条1項 (2条危険運転)

<b>記載例 602</b>	酒 酔 い ①	854
<b>記載例 603</b>	酒 酔 い ②	855
<b>記載例 604</b>	酒 酔 い (不救護・不申告、窃盗、無免許) ③	856
<b>記載例 605</b>	高 速 度 (不救護・不申告)	857
<b>記載例 606</b>	妨 害 目 的	858
<b>記載例 607</b>	赤色信号殊更無視 ①	859
1	犯罪事実についての検討	860
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	861
<b>記載例 608</b>	赤色信号殊更無視 ②	862
<b>記載例 609</b>	赤色信号殊更無視 (不申告) ③	863
<b>記載例 610</b>	赤色信号殊更無視 (不救護・不申告) ④	864

<b>記載例 611</b>	赤色信号殊更無視(無車検・無保険、不救護・不申告) ⑤	865
<b>記載例 612</b>	通行禁止道路進行 ①	867
<b>記載例 613</b>	通行禁止道路進行 ②	867

### 第3章 6条2項 (3条危険運転)

<b>記載例 614</b>	酒 酔 い ①	868
<b>記載例 615</b>	酒 酔 い ②	869

### 第4章 6条3項 (4条発覚免脱)

<b>記載例 616</b>	過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱	870
----------------	---------------------	-----

### 第5章 6条4項 (5条過失運転)

<b>記載例 617</b>	赤色信号無視 (直進)	872
<b>記載例 618</b>	赤色信号看過 (直進) (不救護・不申告)	873
<b>記載例 619</b>	前方不注視 ①	874
<b>記載例 620</b>	前方不注視 ②	874
<b>記載例 621</b>	前方不注視 ③	875
<b>記載例 622</b>	前方不注視 ④	876
<b>記載例 623</b>	前方不注視 ⑤	876
<b>記載例 624</b>	前方不注視 (無車検・無保険、不救護・不申告) ⑥	877
<b>記載例 625</b>	前方不注視 (不救護・不申告) ⑦	878
<b>記載例 626</b>	前方不注視 ⑧	879
<b>記載例 627</b>	前方不注視 (直進) ⑨	880
<b>記載例 628</b>	前方不注視 (直進) ⑩	881
<b>記載例 629</b>	前方不注視 (右折) ⑪	882
<b>記載例 630</b>	前方不注視 (右折) (不救護・不申告) ⑫	883
<b>記載例 631</b>	前方不注視 (右折) ⑬	884
<b>記載例 632</b>	前方不注視 (左折) (不救護・不申告) ⑭	885
<b>記載例 633</b>	前方不注視 (左折) (無免許) ⑮	886
<b>記載例 634</b>	後方不確認 (左折) (不救護・不申告)	887
1	犯罪事実についての検討	888
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	889
3	参考事項	889

<b>記載例 635</b>	動静不注視、ブレーキ操作の誤り ①	891
1	犯罪事実についての検討	892
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	892
<b>記載例 636</b>	動静不注視（酒気帯び）②	894
<b>記載例 637</b>	動静不注視（不救護・不申告）③	895
<b>記載例 638</b>	動静不注視（不救護・不申告）④	896
<b>記載例 639</b>	動静不注視（不救護・不申告）⑤	897
<b>記載例 640</b>	動静不注視（不救護・不申告）⑥	898
<b>記載例 641</b>	動静不注視（不救護・不申告）⑦	899
<b>記載例 642</b>	動静不注視（不救護・不申告）⑧	900
<b>記載例 643</b>	動静不注視（右折）（不救護・不申告）⑨	901
<b>記載例 644</b>	動静不注視（右折）（不救護・不申告）⑩	902
<b>記載例 645</b>	動静不注視（左折）⑪	903
<b>記載例 646</b>	安全不確認 ①	904
<b>記載例 647</b>	安全不確認（直進）②	905
<b>記載例 648</b>	安全不確認（直進）（不救護・不申告）③	906
<b>記載例 649</b>	安全不確認（右折）④	907
<b>記載例 650</b>	車間距離不保持（不救護・不申告）	908
<b>記載例 651</b>	ブレーキ操作の誤り	909
1	犯罪事実についての検討	910
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	911
3	参考事項	911
<b>記載例 652</b>	ハンドル操作の誤り	913
<b>記載例 653</b>	ハンドル・ブレーキ操作の誤り（酒気帯び）①	914
<b>記載例 654</b>	ハンドル・ブレーキ操作の誤り（不救護・不申告）②	915
<b>記載例 655</b>	合図不履行（右折）（不救護・不申告）	916
<b>記載例 656</b>	一時停止標識無視（直進）（無免許）①	918
<b>記載例 657</b>	一時停止標識無視（直進）（不救護・不申告）②	919
<b>記載例 658</b>	一時停止標識無視（直進）（不救護・不申告）③	920
<b>記載例 659</b>	一時停止標識無視（直進）（酒気帯び）④	921
<b>記載例 660</b>	一時停止標識無視（直進）⑤	922
<b>記載例 661</b>	一時停止標識無視（直進）⑥	923
<b>記載例 662</b>	不徐行（直進）（不救護・不申告）①	924
<b>記載例 663</b>	不徐行（右折）（酒気帯び、不救護・不申告）②	925

<b>記載例 664</b>	不徐行(右折)(不救護・不申告) ③	926
<b>記載例 665</b>	進路変更(無免許)	927
<b>記載例 666</b>	転回(有印私文書偽造・同行使)	928
<b>記載例 667</b>	発進時の事故 ①	929
<b>記載例 668</b>	発進時の事故 ②	930
<b>記載例 669</b>	発進時の事故(無車検) ③	931
<b>記載例 670</b>	後退時の事故(不救護・不申告)	932
<b>記載例 671</b>	路外施設に進入 ①	933
<b>記載例 672</b>	路外施設に進入(不救護・不申告) ②	934
<b>記載例 673</b>	路外施設から進出(不救護・不申告) ①	935
<b>記載例 674</b>	路外施設から進出 ②	936
<b>記載例 675</b>	右に湾曲した道路	937
<b>記載例 676</b>	左に湾曲した道路(不救護・不申告)	938
<b>記載例 677</b>	路面湿潤道路(不救護・不申告)	939
<b>記載例 678</b>	げん惑(不救護・不申告)	940
<b>記載例 679</b>	居眠り運転(不救護・不申告)	941
<b>記載例 680</b>	乗車方法違反	942

## 第7編 過失・重過失・業務上過失傷害

### 第1章 交通重過失等について

1	はじめに	946
2	交通重過失等の刑事責任について	949
3	その他	951

### 第2章 過失傷害(刑法209条)

<b>記載例 681</b>	過失傷害	952
1	犯罪事実についての検討	953
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	953
3	参考事項	953
<b>記載例 682</b>	黄色信号看過	955

記載例 683	不徐行 ①	956
記載例 684	不徐行 ②	957
記載例 685	動静不注視 ①	958
記載例 686	動静不注視 ②	959
記載例 687	動静不注視 ③	959
記載例 688	動静不注視・側方間隔不保持 ①	960
記載例 689	動静不注視・側方間隔不保持 ②	961
記載例 690	動静不注視・車間距離不保持	962
記載例 691	車間距離不保持	963
記載例 692	側方間隔不保持	964
記載例 693	合図不履行・側方間隔不保持	965
記載例 694	前方不注視 ①	966
記載例 695	前方不注視 ②	966
記載例 696	前方不注視 ③	967
記載例 697	前方不注視 ④	967
記載例 698	前方不注視 ⑤	968
記載例 699	進路変更不適切 ①	968
記載例 700	進路変更不適切 ②	969
記載例 701	左後方の安全不確認	970
記載例 702	脇見	970
記載例 703	一時停止標識無視	971

### 第3章 重過失傷害（刑法 211 条後段）

記載例 704	赤色信号無視 ①	972
記載例 705	赤色信号無視 ②	973
記載例 706	赤色信号無視 ③	974
記載例 707	赤色信号無視 ④	975
記載例 708	赤色信号無視 ⑤	976
記載例 709	赤色信号無視 ⑥	977
記載例 710	赤色信号無視 ⑦	978
記載例 711	赤色信号無視 ⑧	979
記載例 712	赤色信号無視 ⑨	980
記載例 713	赤色信号無視 ⑩	981

<b>記載例 714</b>	赤色信号無視 ①	982
<b>記載例 715</b>	赤色信号無視・動静不注視 ⑫	983
<b>記載例 716</b>	赤色信号看過 ①	984
<b>記載例 717</b>	赤色信号看過 ②	985
<b>記載例 718</b>	赤色信号看過 ③	986
<b>記載例 719</b>	赤色信号看過 ④	987
<b>記載例 720</b>	赤色信号看過 ⑤	988
<b>記載例 721</b>	赤色信号看過 ⑥	989
<b>記載例 722</b>	赤色信号看過 ⑦	990
<b>記載例 723</b>	一時停止標識無視 ①	991
<b>記載例 724</b>	一時停止標識無視 ②	992
<b>記載例 725</b>	一時停止標識無視 ③	993
<b>記載例 726</b>	一時停止標識無視 ④	994
<b>記載例 727</b>	一時停止標識無視（不救護・不申告） ⑤	995
<b>記載例 728</b>	前方不注視	996
<b>記載例 729</b>	動静不注視	997
<b>記載例 730</b>	無 灯 火 ①	998
<b>記載例 731</b>	無 灯 火 ②	999

#### 第4章 業務上過失傷害（刑法211条前段）

<b>記載例 732</b>	業務上過失傷害（ドア開扉） ①	1000
	1 犯罪事実についての検討	1001
	2 犯罪の情状等に関する意見についての検討	1001
<b>記載例 733</b>	ドア開扉 ②	1003
<b>記載例 734</b>	ドア開扉 ③	1004

## 第8編 そ の 他

### 第1章 特殊な形態の事故

<b>記載例 735</b>	進路変更して停止し、後方車両と衝突	1008
1	犯罪事実についての検討	1009
2	犯罪の情状等に関する意見についての検討	1009
<b>記載例 736</b>	殺人未遂・赤色信号殊更無視	1011
<b>記載例 737</b>	停車時の事故	1012
<b>記載例 738</b>	後退時の事故	1013
<b>記載例 739</b>	発進時の事故	1014
<b>記載例 740</b>	傷害、対向自転車との事故（酒気帯び）	1015
<b>記載例 741</b>	対向車両との事故（不救護・不申告）	1016
<b>記載例 742</b>	乗車方法違反	1017
<b>記載例 743</b>	ブレーキ操作の誤り	1018
<b>記載例 744</b>	シフトレバーの操作の誤り（酒気帯び）	1019
<b>記載例 745</b>	違法駐車に起因する事故	1020
<b>記載例 746</b>	ドア開扉	1021

### 第2章 過失認定の困難な事故

<b>記載例 747</b>	前方不注意 ①	1022
<b>記載例 748</b>	前方不注意 ②	1024
<b>記載例 749</b>	前方不注意 ③	1025
<b>記載例 750</b>	前方不注意 ④	1027
<b>記載例 751</b>	前方不注意 ⑤	1028
<b>記載例 752</b>	前方不注意・動静不注意	1029
<b>記載例 753</b>	動静不注意 ①	1030
<b>記載例 754</b>	動静不注意 ②	1032
<b>記載例 755</b>	高 速 度	1033
<b>記載例 756</b>	不 徐 行	1034
<b>記載例 757</b>	追 越 し	1035
<b>記載例 758</b>	転 回	1036
<b>記載例 759</b>	故障車両運転	1037

## 捜査コラム

①	〈知って得する判例要旨『危険運転編』〉一覧	40
	〈知って得する論考紹介『危険運転編』〉一覧	41
②	〈知って得する判例要旨『交通事故編』〉一覧	65
③	中央分離帯で区分された一般道での逆行や歩道での暴走にも本法 2条4号に規定する危険運転致死傷罪を適用できるのかについて	165
④	制御困難高速度の危険運転を巡る実務の動向について	943
	編著者紹介	1038



# 第1編

## 総論

- 第1章 過失運転致死傷罪の捜査要領概説
- 第2章 犯罪の情状等に関する意見
- 第3章 交通事故事件の一般的捜査要領
- 第4章 交通事故事件の犯罪事実の記載  
に当たっての留意点
- 第5章 自動車運転処罰法適用に当たっ  
ての留意点

## 第 1 章 | 過失運転致死傷罪の捜査要領概説

### 解 説

#### I 「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」の概略

##### (1) 施行期日

平成 26 年 5 月 20 日 改正法施行日 令和 2 年 7 月 2 日施行

##### (2) 概 要

###### ア 定 義

第 1 条 「自動車」や「無免許運転」の趣旨が明文化。

###### イ 危険運転致死傷

###### 第 2 条

- 1 号 「アルコール又は薬物の影響により正常な運転が困難な状態で自動車を走行」
- 2 号 「進行を制御することが困難な高速度で自動車を走行」
- 3 号 「進行を制御する技能を有しないで自動車を走行」
- 4 号 「人や車の通行を妨害する目的により、重大な交通の危険を生じさせる速度で直前進入・著しく接近」
- 5 号 「通行妨害目的により、重大な交通の危険を生じさせる速度で走行中の車の前方で停止・著しく接近」
- 6 号 「高速道路等で、通行妨害目的により、走行中の車の前方で停止・著しく接近し、これを停止・徐行」
- 7 号 「赤色信号を殊更に見逃し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転」
- 8 号 「通行禁止道路を進行し、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転」

「法定刑」

死亡→1年以上の有期懲役

負傷→15年以下の懲役

※負傷につき(3号除く)、無免許運転(6条)による加重  
=6月以上の有期懲役

### 第3条

1号 アルコール又は薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転

2号 政令で定める病気の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転

※いずれもその後正常な運転が困難な状態に陥ることが必要

※政令で定める病気とは

統合失調症、てんかん、再発性の失神、低血糖症、そう鬱病、睡眠障害(ただし運転行為に重大な支障が生じ得るもの)

「法定刑」

死亡→15年以下の懲役

※無免許運転(6条)による加重  
=6月以上の有期懲役

負傷→12年以下の懲役

※無免許運転(6条)による加重  
=15年以下の懲役

### 第4条

アルコール又は薬物の影響により正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で自動車を運転した者が運転上必要な注意を怠って死傷事故を起こした場合に、その影響の有無や程度の発覚を免れるために、更にアルコールや薬物を摂取したり、その場を離れて身体に保有するアルコールや薬物の濃度を減少させるなどする行為

「法定刑」

12年以下の懲役

※無免許運転(6条)による加重  
=15年以下の懲役

## ウ 過失運転致死傷

### 第5条

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者

「法定刑」

7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

※無免許運転（6条）による加重（無免許過失運転致死傷）

= 10年以下の懲役（※罰金刑なし）

## エ 無免許運転による加重

### 第6条

無免許運転により、第2条ないし第5条の罪を行った場合に加重

※無免許運転の故意が認められない場合（たとえば、うっかり失効による場合）は、無免許運転の加重はできない。

## オ その他

この法律の構成は、①定義の次に、②故意犯である危険運転致死傷罪に係る条文が来て、その後③過失犯である過失運転致死傷罪に係る条文、④無免許運転による刑の加重に係る条文という順で構成されているが、交通事故捜査の基本犯は「過失運転致死傷罪」であり、各犯罪事実の記載方法を知る上でも、「過失運転致死傷罪」について理解し、その犯罪事実の記載方法を知る必要があるので、以下の項目において、その点について順次概説していくこととしたい。

### 〈知って得する判例要旨〉

### 東京高判平 22. 9.28（高速度類型→○）

#### ○ 第2 法令適用の誤りの主張について

論旨は、要するに、刑法208条の2第1項後段にいう「進行を制御することが困難な高速度で、自動車を走行させる」とは、相当程度の時間にわたり危険な高速度で走行することをいうから、原判決が、本件事故時における短時間の走行速度をとらえて、「進行を制御することが困難な高速度」に該当するとしたのは、上記法条の解釈適用を誤っている、というのである。

しかし、刑法208条の2第1項後段にいう「進行を制御することが困難な高速度」とは、道路の状況に応じて進行することが困難な状態になる速度をいうのであり、走行中の短時間の速度であっても、道路の状況に応じて進行することが困難な状態になれば、これに該当し、相当程度の時間にわたり危険な高速度で走行する必要はないというべきである。……

## 2 過失運転致死傷罪（5条）捜査の基礎知識

### (1) 序 論

そもそも過失犯とは何か？（刑法 38 条 1 項ただし書）

#### ア 故意犯（刑罰法規の原則刑法 38 条 1 項本文）

行為者が結果の発生することを認識しながら、あえてその結果を発生させた場合を言う。

ここで「あえて」というのは、犯罪事実の実現を積極的に意欲している必要はないが、少なくとも犯罪事実が実現するならしても「仕方がない」、「やむを得ない」という認容をしていることを要するという意味である。

#### イ 過失犯

行為者が不注意により結果の発生を認識しないままその結果を発生させる場合を言う。

#### ウ 故意犯と過失犯の比較

故意犯は、結果の発生を認識しながら、あえてその結果を発生させていることから、強い非難が可能であり、比較的重い法定刑である。

過失犯は、結果の発生を認識していないことから、故意犯と比較し、強い非難ができず、比較的軽い法定刑である。

→不注意の程度と発生させた結果の程度によってその非難の程度が変わることになる。

### (2) 過失運転致死傷罪の成立要件

#### ア 条 文

自動車の運転上必要な注意を怠り、よって人を死傷させた者は、7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金に処する。

自動車を運転上必要な注意を怠り（要件①）

↓

人を死傷させた者（要件②）

↓

7年以下の懲役若しくは禁錮又は100万円以下の罰金

※要件①と要件②の間には因果関係が必要

## イ 自動車運転上必要な注意とは

刑罰法規は、犯罪ごとに、どのような行為が犯罪とされるかが条文に明確にされているのが原則（罪刑法定主義）である。

例えば、窃盗罪（刑法 235 条）の場合には、その条文に「他人の財物を窃取した」と規定されており、他人の財物を盗む行為が犯罪とされる行為であることが明確に規定されている（閉じられた構成要件）。

しかし、過失運転致死傷罪の場合には、その条文に「自動車の運転上必要な注意を怠り」と規定されるのみで、どのような行為（不注意）が犯罪とされる行為であるかが必ずしも明確に規定されているとは言えない。

その理由は、運転者が運転中に注意すべきことは、道路状況に応じて刻々と変化するために、運転者が運転中に注意すべきこと（注意義務）を網羅的に条文に規定することは困難であるからである。

しかしながら、運転者が運転中に注意すべきことに違反したかどうかにつき、何ら根拠もなしに犯罪とされて刑罰を受けるのであれば、運転者は怖くて運転できなくなるはずであり、そのため、運転者が運転中に注意すべきこと（注意義務）は、通常の運転者であれば注意すべき行為（道路交通法等の法令、慣習、社会規範等）を根拠とし、個々の事案について、構成要件に注意義務を補充した上で判断されることとなる（開かれた構成要件）。

このような注意義務は、これまでの判例や実務の集積から、ある程度類型化されており、それぞれが取り扱っている交通事故の過失を整理して絞り込んでいく過程、あるいは過失の併存を認定する過程で、それらを参考にすることは有用である。

ただし、個々の事案を正しく見据えず、類型化された注意義務をパズルのように当てはめてはならない。

## ウ 過失運転致死傷罪とは

(ア) 行為者が自動車を運転中に、脇見をしたため、進路上に立っていた被害者の存在に気付かず、自車を衝突させて同人を路上に転倒させ、同人に傷害を負わせた事例について、「過失運転致傷罪の構成要件に該当する実行行為」は何かというと、単に行為者が被害者の傷害という結果の発生を認識しないで、その運転中の自動車を被害者に衝突させて同人を路上に転倒させた行為を言うのではない。

過失犯の実行行為は、先に指摘したとおり、不注意によって死傷の結果を発生させた点につき、刑責を問うものである。

それは、①死傷の結果を予見し(結果予見義務)、回避すべき義務(結果回避義務)を負う立場にある者が、②その結果の発生を予見し(結果予見可能性)、回避することが可能であった(結果回避可能性)にもかかわらず、これを怠った結果、死傷事故を発生させたと認められる場合、すなわち、注意義務に違反した結果、その運転中の自動車を被害者に衝突させて同人を路上に転倒させた行為を言うものと理解しなければならない。

そして、行為者が結果の発生を予見し、回避すべき義務(注意義務)に違反したというのは、どのようなことを意味するかというと、①自動車の運転者としては、自動車を運転して道路上を進行する場合には、道路交通法第70条(安全運転義務)等ないし条理(交通に関する健全な常識)に基づいて、進路上にいる歩行者と衝突事故を発生することのないよう常に進路前方を注視して進行し、歩行者との衝突事故による結果の発生を予見し、回避すべき立場にあり、②通常の運転者を、行為者が前方不注視という不注意な行為に及んだ当時置かれた立場に立たせてみた場合、当然歩行者に自車を衝突させることによって、人身事故の発生を予見できたはずであり、したがって、前方を注視して進行することによって、自車の進路上に被害者の存在を発見したときには、直ちに急ブレーキをかけるなどして結果の発生を回避し得る状況下にあったはずである。

したがって、行為者としては、前方を注視して進行することによって結果の発生を予見し、回避すべき義務(いわゆる「前方注視義務」)を負っていたというべきである。

ところが、行為者は、これを怠り、脇見運転をして、前方を注視しないまま進行したため、結果の発生を予見せず、結果回避の措置も講じなかった結果、被害者の存在に気付かずに自車を同人に衝突させ、人身事故を発生させたというような場合である。

(イ) また、過失運転致死傷罪は、結果犯であるから、それが成立するためには、被害者の死傷という結果が発生することを必要とする。

(ウ) そして、その被害者の死傷という結果は、前記のような犯人の注意義務に違反する行為によって生じたものであること、言い換えれば、犯人の注意義務違反の行為と結果の発生との間に因果関係のあることを必要とする。

(エ) 以上の要件が具備すれば、一応、過失運転致死傷罪の構成要件に該当し、かつ、違法な行為といえることができる。

## エ 過失の捉え方（段階的過失論）

交通事故を起こす原因となったいくつかの不注意な行為のうち、どれを過失とするか、過失を特定する方法として、「結果に近接した最終の不注意な行為のみを過失としてとらえる。」とする考え方があり、これが「段階的過失論」あるいは「直近過失論」と呼ばれる。

しかし、結果を起こす原因となった不注意な行為がいくつかある場合に、過失となるのは直近唯一の不注意な行為に限り、その他の不注意な行為は結果を起こす原因となっていながら過失でないとする理由は不明であり、実際の事故は、その態様や原因が複雑であり、明確に過失を1つに特定することは困難な場合が多い。

実務では、直近唯一の過失に限らず、過失が併存することもあるとする説が大勢を占めている（過失併存説）。

ただ、過失犯の構成要件が定型的でないことから、過失行為を明確にとらえることは容易でないことも多く、中には過失併存説に名を借りて、過失と過失と異なる不注意な行為の区別がつかないまま不注意な行為と思われる行為を全て羅列している例も見受けられる。

しかし、過失併存説については、明確に過失行為を特定した上、これが併存する場合があり得るという考え方であって、不注意な行為の全てが過失となるわけではない。

捜査実務者は、過失をできるだけ広くとらえようとする傾向があるので、捜査実務においても、過失を整理し、訴因を明確にするために、段階的過失論の考え方は有用であり、犯罪事実の構成に当たり、事故を起点として因果の系列をさかのぼり、原因となった過失を整理することも役に立つであろう。

## オ 信頼の原則

### (ア) 信頼の原則とは

「他人が予期された適切な行動に出るであろうことを信頼するのが相当な場合には、たとえその他人の不適切な行動と自己の行動とがあいまって法益侵害の結果を発生させたとしても、これに対しては過失責任は問われない」という法理である。



これを交通事故に限って定義すれば、信賴の原則とは、「交通関与者は、他の交通関与者が交通規則その他の交通秩序を守るであろうことを信賴するのが相当の場合には、たとえ他の交通関与者の不適切な行動と自己の行動とがあいまって法益侵害の結果が発生したとしても、これに対しては過失責任を負わない」とする法理であるといえる。

→結果予見可能性があったとしても結果回避義務が免除される。

【判例】 自転車と対面する信号機が黄色の灯火の点滅を表示し、交差道路上の信号機が赤色の灯火の点滅を表示している場合、当該交差点に入ろうとする自動車運転者としては、特段の事情がない限り、交差道路から交差点に接近してくる車両の運転者において同信号に従い一時停止及び事故回避のための適切な行動をするものと信賴して運転すれば足り、それ以上に、あえて法規に違反して一時停止をすることなく高速度で交差点を突破しようとする車両のありうることまで予想した周到な安全確認をなすべき業務上の注意義務を負うものでなく、当時法規所定の徐行義務を懈怠していたとしても、この場合における注意義務違反の成否に影響を及ぼさない(最判昭48. 5.22)。

#### (イ) 信賴の原則の適用基準

##### ⑦ 原則として車両対車両の事故であること

車両の運転者は、交通秩序に従った行動が期待できるが、歩行者は、一律に交通秩序に従った行動を取るものとは期待できない。

したがって、対歩行者事故については、信賴の原則は(原則)適用されないのである。

ただし、例えば、信号機の設置された横断歩道においては、車両の運転者において、「歩行者は信号に従って横断するであろう」と信賴することが相当であるので、歩道上を横断歩道に向かって歩いている歩行者や横断歩道手前の歩道上に立っている歩行者がいたとしても、彼らは信号を守り、赤信号を無視して渡ってくることはないだろうと信賴してよく(大阪高判昭63. 7. 7等)、速度調節義務(横断歩道の直前で停止することができるような速度で進行すべき義務【道交法38条1項】)は課せられない。

- ④ 他の交通関係者が交通秩序に従った適切な行動を取るものとの信頼が存在し、かつ、その信頼が相当であること
- ⑤ 加害車両の運転者に事故の原因となった交通法規の違反が存在しないこと  
「クリーンハンドの法理」……自らの手がきれいではないのに、人の手の汚れを非難することは許されない。
- ただし、被疑者に過失や道路交通法違反が認められる場合でも、その過失の程度や違反の程度が重大とまでは言えない場合、信頼の原則が適用されることがある（最判昭45.11.17等）。

## 〈知って得する判例要旨〉

## 静岡地沼津支判平 27. 7. 16（通行禁止類型→○）

- (争点に対する判断)
- 2 自動車運転処罰法2条にいう「よって」の解釈について（争点〔1〕）  
自動車運転処罰法2条所定の危険運転致死傷罪は、人を死傷させる実質的かつ高度の危険性を有する運転行為を危険運転として類型化し、故意の危険運転行為により人の死傷の結果が生じたときに成立する点で、結果的加重犯に類する犯罪であるところ、同条はその柱書きで、「次に掲げる行為を行い、よって……人を死亡させた者」と規定するのみで、その文言上、行為と死亡結果とのつながりについて通常の因果関係と異なる特別な結び付きを求めるものとは解されない。したがって、同条にいう「よって」とは、本件逆走行為が原因となって事故が生じたといえればよく、弁護人が主張するような、同条6号が想定する一方通行道路の逆走という行為に内在する典型的な危険が直接の原因となって事故が生じた場合に限られると解すべき理由はない。
- 3 本件逆走行為と被害者兩名の死亡との間の因果関係の有無について（争点〔2〕）  
被告人は、一方通行道路を逆走し、かつ、重大な交通の危険を生じさせる速度で自動車を運転し、当該一方通行道路に接続する交差点に、そのまま時速50キロメートル以上の高速度で進入し、回交差点内で被害車両と衝突しているのであるから、本件逆走行為が原因で本件事故が生じたことは明らかである。したがって、因果関係は優に認められる。
- 4 一方通行道路逆走についての被告人の認識の有無について（争点〔3〕）  
被告人が逆走した一方通行道路区間における走行実験の映像（……）によれば、……特段の事情がない限り、普通に前方を見ていれば、これらの道路標識及び道路標示を当然に認識することができたと認められる。……  
そして、前記道路標識及び道路標示は、本件道路が一方通行道路であることを当然に想起させるものというべきであるから、被告人は、本件逆走行為時、前記道路標識及び道路標示を認識しており、少なくとも本件道路が一方通行道路かもしれないという程度の認識があったと優に認定することができる。
- 5 したがって、被告人には危険運転致死罪が成立することが明らかである。

## 【交通事故・事件捜査実務研究会顧問略歴】

木村 昇一（きむら しょういち）

平成9年7月「副検事任官」

千葉地方検察庁（交通部・刑事部）、東京地方・区検察庁（刑事部・公判部・交通部）、仙台地方検察庁（刑事部（交通担当））、東京地方検察庁立川支部（統括・交通担当）、法務総合研究所（教官）勤務を経て、東京区検察庁総務部副部長、東京区検察庁刑事部副部長、東京区検察庁道路交通部長、令和2年8月から東京区検察庁公判部長。令和3年7月退官。

### 【主要編著書】

- 「よくわかる交通事故・事件捜査～過失認定と実況見分～ [現場見取図付]」（共著、立花書房、2012年）  
「交通事故・事件捜査実務必携～過失認定と実況見分、交通捜査の王道～」(共著、立花書房、2017年)  
「定番シリーズ 交通事故犯罪事実記載例集」（監修、立花書房、2018年）  
「交通事故・事件、交通違反供述調書記載例集〔第6版〕」（編著、立花書房、2021年） 等

### 【主要論文】

- 『研修 793、797、802、805、809、812号』（著、誌友会研修編集部 編）  
『捜査研究 No.605 常習犯罪の捜査上の問題点とその処理方法について』（著、東京法令出版）  
『警察公論 第75巻 検察官から見た警察捜査のポイント～窃盗事件を中心として～』（著、立花書房）  
『警察学論集 第74巻第2号、第3号』（著、立花書房） 等

林 信好（はやし のぶよし）

平成12年4月「副検事任官」

さいたま地方検察庁（刑事部・交通部）、山形地方検察庁、仙台地方検察庁、福島地方検察庁いわき支部、東京地方検察庁（公安部・交通部・刑事部）、仙台地方検察庁刑事部（交通担当）等に勤務。令和5年4月から石巻区検察庁上席検察官。

### 【主要編著書】

- 「定番シリーズ 交通事故犯罪事実記載例集」（編著、立花書房、2018年） 等

### 【主要論文】

- 『警察公論 第75巻 警察官のための供述調書作成の手引き』（著、立花書房） 等

★本書の無断複製（コピー）は、著作権法上での例外を除き、禁じられています。また、代行業者等に依頼してスキャンやデジタルデータ化を行うことは、たとえ個人や家庭内の利用を目的とする場合であっても、著作権法違反となります。

## 自動車事故犯罪事実作成実務必携 第3版 ～危険運転・過失運転致死傷から交通重過失等まで～

---

令和6年4月15日 第1刷発行

編著者 交通事故・事件捜査実務研究会  
木村 昇一 林 信好  
発行者 橘 茂 雄  
発行所 立 花 書 房  
東京都千代田区神田小川町3-28-2  
電話 03-3291-1561（代表）  
FAX 03-3233-2871  
<https://tachibanashobo.co.jp>

---

平成27年8月20日初版発行 令和3年9月20日第2版発行  
令和5年4月20日第2版第2刷発行

©2024 交通事故・事件捜査実務研究会 印刷 wisdom・製本 和光堂

乱丁・落丁の際は本社でお取り替えいたします。